

令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）
に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）

(2) 業務内容等

別添仕様書（案）のとおり。（別添1参照）

(3) 履行期限

令和4年3月28日

3 応募要件

(1) 基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

④別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 業務執行体制に関する要件

本業務の遂行に当たり、適切な役割分担により実施体制が構築できること。

(3) 業務実績に関する要件

①湖沼における水生植物及び淡水魚類の調査、湿原における植生調査に係る実績並びに、調査で取得されたデータの精査及び集計に関する実績があること。

②湖沼や湿原の調査団体や専門家等との連絡調整に関する実績があること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 保全科 担当：中村

TEL：0555-72-6033 FAX：0555-72-6035

(2) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール（biodic_webmaster+env.go.jp（+はアットマークに変更してください））により提出すること。

なお、FAX又は電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和3年2月5日（金）17時まで（持参の場合は12時～13時を除く。）

(4) 回答

令和3年2月9日(火) 17時までに、下記のURLに掲載する。

<http://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(陸水域調査)に係る参加希望書類(別添2参照)
- ② 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料(様式任意)

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
令和3年2月10日(水) 17時
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
4(1)に同じ。

(3) 書面による提出の場合

- ① 提出部数
7部
- ② 提出方法
持参又は郵送(提出期限必着)による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ③ 提出場所
4(1)に同じ。

(4) 電子による提出の場合

- ① 提出方法
電子ファイル(PDF形式)により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
※1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所
電子メールの場合:biodic_webmaster+env.go.jp(+はアットマークに変更してください)
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合:4(1)に同じ。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで(12時~13時は除く)とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(陸水域調査)に係る参加希望書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 参加希望書類は、環境省において、参加希望書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した参加希望書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づ

き開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和3年2月16日（火）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、一般競争入札（総合評価落札方式）の手続きに移行することとする。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4(1)に同じ。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札（総合評価落札方式）の手続きに移行した場合には、開札時まで当該資格の認定を受ける必要がある。
- (4) 本参加者確認公募に係る契約締結は、本業務に係る令和3年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。契約締結日までに令和3年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降となる。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

質問書

業 務 名	令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添 1)

令和 3 年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）
に係る仕様書（案）

1. 件名

令和 3 年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）

2. 業務の目的

生物多様性国家戦略に基づき平成 15 年度に開始された重要生態系監視地域モニタリング推進事業は、我が国の代表的な生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、種の増減、種組成の変化をはじめとした生態系の変化等を検出し、適切な生物多様性保全施策に資することを目的としている。

本業務では、陸水域生態系（湖沼生態系及び湿原生態系を対象とする。）について、全国の調査サイトにおいて、指標となる生態系を構成する要素に関する調査を実施し、生態系の状態を把握することを目的とする。

3. 業務の内容

本業務は、事務局として現地調査主体への調査依頼、調査結果の収集・集計・整理等の以下の業務を行うものである。

(1) 業務実施計画書の作成

請負者は、業務実施前に、業務実施計画書（案）を作成し、業務の進め方について環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以下「環境省担当官」という。）と打合せを行い、業務実施計画書を確定する。打合せの方法は、ウェブ会議システムでの実施を想定する。なお、打合せ終了後 1 週間以内に打合せ概要をとりまとめ、環境省担当官宛に送付し、環境省担当官の承認を得て確定すること。

(2) 検討会の開催

陸水域生態系に詳しい学識経験者等 8 名を委員とした検討会を 1 回開催する。検討会では、本事業の事業方針や湖沼及び湿原生態系調査に共通の議題、課題や（9）のとりまとめ方針等について検討する。検討会の方法は、ウェブ会議システムでの実施を想定する。

なお、委員は添付資料 1 のとおりとする。委員が欠席の場合には、当該委員との調整のうえ、（3）の分科会委員に代理人として出席依頼を行う。また、代理人が出席出来ない場合は、当該欠席委員へのヒアリングを行うこと。検討会の実施に際しては、委員 1 名 1 日当たり 17,700 円程度の謝金を支給すること。

請負者は、検討会の庶務を担うとともに、事務局として検討会に出席する。また、請負者は検討会の資料を作成し、環境省担当官と調整した上で、事前に委員に送付する。検討会の終了後には、環境省担当官の指示する手順に従い、議事録（議事の経過と各出

席者の発言趣旨が把握できるもの)及び議事概要(議事の要点を簡潔にまとめたもの)の案を速やかに作成し、委員への確認を行った上で、確定する。

(3) 分科会の開催

湖沼生態系については、水生植物に詳しい学識経験者等5名を委員とした水生植物分科会及び淡水魚類に詳しい学識経験者等6名を委員とした淡水魚類分科会を開催する。湿原生態系については、湿原生態系に詳しい学識経験者等7名を委員とした湿原分科会を開催する。各分科会は各1回開催し、ウェブ会議システムでの実施を想定する。各分科会では、各分類群の調査における方針及び課題、調査手法の改良や(9)のとりまとめ方針等について検討する。

各分科会の委員は原則として添付資料1に示すとおりとする。委員が欠席した場合は、当該委員へのヒアリングを行う。なお、委員への謝金の支払い、庶務等については検討会と同様に請負者が担う。

(4) 淡水魚類調査の調査手法改良のための検討等

淡水魚類調査の分科会委員及び現地調査者等の計10名程度による合同調査を1回実施し、調査手法について調査者間で較正を行う。また、合同調査と合わせて意見交換会を1回開催し、調査精度の向上や調査の効率化を図るため調査手法の改良点について意見交換を行う。開催場所は(5)1)②に示す調査サイトのうち1か所を想定するが、現地調査主体との調整及び環境省担当官と協議の上、決定することとする。

意見交換会終了後は速やかに記録簿を作成し、環境省担当官に提出する。

また、庶務等については請負者が担うこととし、意見交換会の会場(20名程度収容)を確保し、出席者へは旅費を「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて支給する共に、1名1日当たり17,700円程度の謝金を支給すること。

(5) 現地調査の依頼等

以下の調査項目について現地調査主体に調査の実施を依頼する。調査を依頼する各現地調査主体は、業務開始後に別途環境省担当官より提示する。なお、調査に当たって必要な許可申請等は、請負者において行う。調査手法は陸水域調査マニュアルに準じ、環境省担当官と調整の上、実施すること。

陸水域調査マニュアル：<http://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/index.html>

調査の実施に際しては、必要に応じ各現地調査主体と調整の上、旅費を「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて各現地調査主体に支給する共に、調査主体に対して1名1日当たり、18,300円程度の謝金を支給すること。

なお、調査の実施に当たって必要なロガー等の機材は、環境省から提供する。

また、調査精度の向上や調査の効率化を図るため、請負者が調査を補助する(但し、物理環境調査は除く)。

1) 湖沼生態系

①水生植物調査

頸城湖沼群（新潟県）、宍道湖（島根県）、小川原湖（青森県）及び江津湖（熊本県）

②淡水魚類調査

琵琶湖（滋賀県）及び鎮西湖（福岡県）

2) 湿原生態系

①植生調査及び物理環境調査

上川浮島湿原（北海道）、戦場ヶ原湿原（栃木県）及び鯉ヶ窪湿原（岡山県）

②物理環境調査

サロベツ湿原（北海道）、雨竜沼湿原（北海道）、霧多布湿原（北海道）、釧路湿原（北海道）、八甲田山湿原（青森県）、八幡平（青森県）及び尾瀬ヶ原湿原（群馬県）

淡水魚類調査の実施に当たっては、別途発注予定の「令和3年度絶滅危惧種分布重要地域抽出のための環境DNA分析技術を用いた淡水魚類調査手法の標準化・一般化検討業務」で分析する試料として、各調査サイトにおける各調査回の各調査ポイントにおいて、1リットルの採水（以下「サンプル」という。）を行う（合計20サンプル程度）。なお、採水に必要なボトルや試薬等については、同業務の請負者より提供する。サンプルは、採水当日に保冷した状態で同業務の請負者へ着払いで発送すること。また、同業務において開催される検討会にオブザーバーとして出席すること。

(6) 調査結果の収集・集計・整理

(5)において得られた調査結果について、以下の作業を行う。

- ① 現地調査主体より調査結果を収集し、論理チェック（空欄、誤記等のエラーチェック）及び生物学的チェック（誤同定、誤報告等のエラーチェック）を行う。チェック終了後の数値データは電子化し、データファイルを作成する。
- ② 収集した調査結果を基に、各サイトにおける出現種や調査結果の特徴等についてまとめる。
- ③ ①のデータファイルを基に、一般公開を前提とした公開用データファイルを作成する。

調査結果のうち、写真や地図等、著作物性のあるものについては、現地調査主体と使用許諾又は著作権の移転の手続きを行うこと。

また、各調査サイトにおいて生物多様性保全上緊急性が高い、あるいはトピック性の高い事象が観察された場合には、現地調査主体から速やかに報告を受ける体制を整備し、報告を受け次第、環境省担当官に報告すること。

(7) 広報用資料の作成

調査結果の概要等について、一般に向けて広報することを目的として、調査終了後速やかにホームページに掲載するための広報用資料の原稿を作成する。

(8) 協力サイトの受入れのための連絡調整

本事業では、本事業以外に実施されている類似調査と生物多様性情報を共有するため、類似調査を行う機関・団体等からの希望があった場合に「協力サイト」として受け入れることとなっている。協力サイトの候補として、深泥池水生生物研究会（京都府）が行う、陸水域調査マニュアルに沿った試行調査の指導及び調査結果のとりまとめ資料の作成等に関する連絡調整を行う。また、とりまとめた資料を基に、(2)の検討会及び(3)の分科会に協力サイトとしての受入れに関する意見を聴取する。

(9) 第3期とりまとめ方針の作成

第3期（平成30年度～令和4年度）調査期間終了後、期間中得られた調査データ及びこれに関連する情報（他調査によるデータ等）から湖沼・湿原生態系の現状や変化についてどこまで把握できたかについてとりまとめ資料を作成することとなっている。とりまとめに先立ち、(6)で収集・整理したデータ及び過年度の成果ならびに関連情報をもとに、効果的なとりまとめ方法を検討するとともに、実施方法や実施体制等の改善を検討するためとりまとめ方針案を作成し、(2)の検討会及び(3)の分科会に諮る。検討会及び分科会の意見を踏まえ、とりまとめ方針を決定する。

(10) 報告書の作成

(1)から(9)までの業務内容を記した「業務報告書」及び令和3年度の調査結果をまとめた「調査報告書」をそれぞれ作成する。

4. 業務実施期間

契約の締結日から令和4年3月28日まで

5. 成果物

請負者は、上記業務内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

- a 業務報告書：4部（A4判、300頁程度）
- b 調査報告書（冊子体、※1）：15部（A4判、150頁程度）
- c 以下の電子ファイルを保存した電子媒体（DVD-R）：2セット
 - c-1 上記a及びbの電子版
 - c-2 3. (6) ①及び③で作成したデータファイル
 - c-3 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムのメタデータ（※2）一式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別紙によること。なお、後述する「情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制に係る書面」及び「資材確認票」についても併せて納めること。

提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター

※1 報告書（冊子体）の作成要領

- (1) 「表紙・背表紙・裏表紙・奥付」の様式は、環境省担当官が提供する電子ファイルに基づくこと。
- (2) 「目次」の前に「要約」（1000字程度）を挿入すること。「要約」には英文の対訳を付記すること。英文の作成は別紙1. に示す要領によること。
- (3) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。
- (4) 別紙2. に示す「PDFファイル」を版下とし、そのまま出力・製本したものを報告書（冊子体）とすること。
- (5) 製本方法はくるみ製本とし、表紙（背表紙・裏表紙含む）の用紙は、「レザック66・175kg」を使用すること。

※2 メタデータは、環境省担当官から提供するツールを用いて作成すること。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）業務」に係る過年度資料を、所定の手続きを経て環境省自然環境局生物多様性センター内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省自然環境局生物多様性センター 保全科（TEL:0555-72-6033）

(4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館及び下記ホームページにおいて閲覧可能である。

<http://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/index.html>

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` ´」→「'」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和2年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）
検討会・分科会委員一覧

陸水域検討会委員（敬称略）

占部 城太郎	東北大学大学院生命科学研究科
高田 雅之	法政大学人間環境学部
中野 伸一	京都大学生態学研究センター
西廣 淳	東邦大学理学部生命圏環境科学科
野原 精一	国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター
波田 善夫	岡山理科大学
富士田 裕子	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園
松崎 慎一郎	国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター

水生植物分科会委員（敬称略）

西廣 淳	東邦大学理学部生命圏環境科学科
角野 康郎	神戸大学
國井 秀伸	島根大学エスチュアリー研究センター
志賀 隆	新潟大学教育学部
山ノ内 崇志	福島大学システム理工学類

淡水魚類分科会委員（敬称略）

松崎 慎一郎	国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター
鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院
加納 光樹	茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター
中島 淳	福岡県保健環境研究所
藤本 泰文	宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
渡辺 勝敏	京都大学大学院理学研究科

湿原分科会委員（敬称略）

波田 善夫	岡山理科大学
井上 京	北海道大学大学院農学研究院
加藤 ゆき恵	釧路市立博物館
佐々木 雄大	横浜国立大学大学院環境情報研究院
野原 精一	国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター
富士田 裕子	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園
吉川 正人	東京農工大学大学院農学研究院

(別添2)

令和 年 月 日

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（陸水域調査）
に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 業務執行体制に関する要件 (様式1)
- (2) 業務実績に関する要件 (様式1)
- (3) 会社概要等 (様式任意)

(担当者等)

所属部署：

責任者名：

担当者名：

TEL/FAX：

E-mail：

応 募 要 件

1. 業務執行体制に関する要件

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

--

(※) A 4 版 2 枚以内とする。

2. 業務実績に関する要件

(作成注)

①湖沼における水生植物及び淡水魚類の調査、湿原における植生調査に係る実績並びに、調査で取得されたデータの精査及び集計に関する実績、②湖沼や湿原の調査団体や専門家等との連絡調整に関する実績について、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			

注 1 本様式は、A 4 版 5 枚以内に記載すること。

注 2 業務名は 5 件まで記載できるものとする。

注 3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注 4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。また、業務内容が①、②のいずれの要件に該当するか分かるよう、明記すること。

注 5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。